

阿蘇土地改良区総代選挙が行われます

**任**

期満了に伴う、阿蘇土地改良区総代選挙の投票日は、12月23日(四)です。

土地改良区は、農業生産基盤整備を基本に、生産性の向上など農業構造の改善に資するため、かんがい排水施設の維持管理や農道の新設などの事業を実施する法人です。

●**選挙権** 土地改良区の組合員である満20歳以上(選挙期日で算定)の人

●**被選挙権** 土地改良区の組合員の資格を有する満25歳以上(選挙期日で算定)の人

●**立候補の届出(辞退)期間** 12月16日、17日の2日間  
午前8時30分から午後5時まで

●**立候補の受付場所** 阿蘇市内牧支所

●**立候補に必要な書類など** 阿蘇市選挙管理委員会及び阿蘇土地改良区に準備しています。

●選挙区・選挙区域・定数

選挙区	選挙区域	定数
第1区	山田、小倉、小池、黒流町、今町、小野田	15人
第2区	西小園、西湯浦、湯浦、南宮原、小里、内牧、三久保	14人
第3区	狩尾、跡ヶ瀬、的石、永草、赤水、車帰、無田、南阿蘇村下野	18人
第4区	阿蘇市乙姫、黒川、蔵原、竹原、西町、役犬原	31人

問い合わせはこちらまで

選挙に関する問い合わせは、阿蘇市選挙管理委員会 TEL 22 - 3239 (直通)  
立候補に関する問い合わせは、阿蘇土地改良区 TEL 34 - 0749

農業委員選挙人名簿の登録申請は忘れずに

**農**

業委員会委員選挙の選挙人名簿は、毎年1月1日を基準として、申請書を農業委員会に提出することとなっています。名簿に登録されていないと、農業委員会委員選挙の投票もリコールの請求もできなくなりますので、ご注意ください。

●**対象年齢** 年齢は平成7年4月1日以前に出生した人

●**提出期限** 平成27年1月9日(金)提出先 阿蘇市農業委員会、市役所内牧支所、波野支所

●農業委員会事務局 TEL 22・3254

●**選挙権及び被選挙権のある人** 阿蘇市の10アール以上の農地で、耕作の業務を営む人またその同居の親族または配偶者(耕作従事日数が年間おおむね60日以上及び農業委員会が認めた人)

老後に備えて農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は、農業者だけが加入できる安全・安心な公的年金です。少子高齢化による加入者数の変化や財政事情に左右されません。

\*農業者年金ならではの6つのメリット\*

- 1 農業者なら誰でも加入できます  
国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方
  - 2 積立方式で安定した財政運営が実施されます
  - 3 80歳までの保証が付いた終身年金です
  - 4 保険料は自分で決められ、いつでも変更できます  
月2万円から6万7千円まで
  - 5 保険料は全額所得控除の対象になります
  - 6 保険料の国庫補助制度があります (要件あり)
- ※農業者年金の詳しい内容については、農業委員会、JA各支所までお問い合わせください。

## 市議会議員一般選挙立候補予定者説明会

●選挙管理委員会事務局 ☎ 22・3239

- 阿** 蘇市議会議員一般選挙立候補予定者説明会を、次のとおり開催します。選挙運動に関すること、立候補届出に関することなど、重要な説明がありますので、立候補を予定されている方(代理人を含みます)は必ずご出席ください。
- とき** 12月22日(月)  
午後2時～(2時間程度)
  - ところ** 市役所北側別館大会議室
  - 注意事項**
    - ▼会場の都合上、各立候補予定者から3名以内とさせていただきます。
    - ▼できる限り出納責任者(または予定者)はご出席ください。

### 選挙権を確認してください！

#### 転入した人

**10月17日**までに阿蘇市に転入し、投票日まで引き続き阿蘇市に在住している20歳以上の方は選挙権があります。

#### 転出した人

市の選挙(市長選挙及び市議会議員選挙)では、転出した時点で選挙権を失います。再度阿蘇市に転入した方は、**10月17日**までに再転入し、投票日まで引き続き阿蘇市に在住している方には選挙権があります。**10月18日以降**に再転入した方には選挙権がありません。

#### 転出した人

**平成27年1月17日以降**に転居した方は、転居前の住所地の投票所での投票となります。例えば、平成27年1月21日に宮地から内牧に転居した方は、選挙当日の投票を宮地の投票所で行うこととなります。なお、期日前投票は3ヶ所の投票所のどこでもできます。

## 政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。違反すると、処罰されます。有権者が寄附を求めることも禁止されています。

ここでの「寄附」とは、『財産上の利益となるものを与える、または与える約束をすること』です。選挙に関する、関しないを問わず、選挙区内への人や団体への寄附は全て禁止されています。

政治家は、選挙区内の人に、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状を出すことができません。



寄附禁止のルールを守って、  
明るい選挙を実現しましょう。

平成26年12月1日から  
「児童扶養手当法」の一部が改正されました

福祉課 子育て支援係 ☎ 22・3167

**こ** これまで、公的年金を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方のみ、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

児童扶養手当を受給するためには申請が必要です。該当するか否かは（年金額が手当額よりも低いかどうか）お問い合わせください。

今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

- お子さんを養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受給している場合
- 父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- 母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

支給開始日

- 手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。
- 平成26年12月～平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

来年4月から軽自動車税の額が変わります

税務課 市民税係 ☎ 22・3148

**国** の法律改正により、平成27年4月以降の軽自動車税額が下表のように変わります。軽自動車のうち13年を経過した車両については、環境配慮のため平成28年度から20%の税額が加算されます。

また、原動機付き自転車及び二輪車、小型特殊車などの税額も平成27年4月から改正されます。詳しくは本紙7月号をご覧ください。か市役所税務課までお問い合わせください。

● 軽自動車税の年額（平成27年度分以降）

車両区分		平成27年度から		平成28年度から
		平成27年3月31日以前に取得した車両（13年経過車両除く）	平成27年4月1日以後に新規登録検査を受け取得する新車	最初の新規登録検査から13年を経過した車両*
軽自動車（自家用乗用）	四輪以上	7,200円	10,800円	12,900円
軽自動車（営業用乗用）		5,500円	6,900円	8,200円
軽自動車（自家用貨物）		4,000円	5,000円	6,000円
軽自動車（営業用貨物）		3,000円	3,800円	4,500円
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	4,600円

\* 動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車を除く。

# 平成27年1月から国保の高額療養費自己負担限度額が変わります

●ほけん課 国保・年金係 ☎22・3145

**平** 成27年1月診療分から70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が下記のように変更になります。

これにより、今までよりも所得要件が細分化され、みなさんの所得に応じた医療費の軽減が受けられるようになります。  
なお、70歳以上の方の自己負担限度額に変更はありません。

## 高額療養費ってなに？

医療機関に支払った1ヵ月の一部負担金が一定額（自己負担限度額）を超えた場合、超えた一部負担金が国民健康保険から高額療養費として払い戻される制度です。

申請には保険証、領収書、印鑑、振込口座がわかるものをご持参ください。

### ▶▶▶ 70歳未満の方の自己負担限度額

#### ●平成26年12月まで

区分	所得要件	自己負担限度額
A 上位所得者	600万円超	150,000円+ (総医療費 - 500,000円) × 1% (83,400円)
B 一般	600万円以下	80,100円+ (総医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円)
C 住民税非課税	住民税非課税の世帯	35,400円 (24,600円)

#### ●平成27年1月から

区分	所得要件	自己負担限度額
ア 上位所得者	901万円超	252,600円+ (総医療費 - 842,000円) × 1% (140,100円)
	600万円超～901万円	167,400円+ (総医療費 - 558,000円) × 1% (93,000円)
イ 一般	210万円超～600万円	80,100円+ (総医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円)
	210万円以下	57,600円 (44,400円)
オ 住民税非課税	住民税が非課税の世帯	35,400円 (24,600円)

※所得要件は基礎控除後の所得が表中に記載されている金額に該当する世帯です。

※（ ）内は年4回以上該当した場合に4回目から適用されます。

※同一医療機関における自己負担では上限額を超えない場合でも、複数の医療機関の一部負担金を合算して計算します。（70歳未満の方は同一医療機関の一部負担金を合算して21,000円を超える必要があります。）

※所得の申告がない場合は上位所得者とみなされます。

人間ドックの費用を助成する制度があります！

30歳以上の国民健康被保険者の方が、人間ドックを受診した場合に要綱に基づき補助を行っています。

#### ●補助金の額

▼1日ドック

5000円

▼2日ドック

10000円

※特定健診と併用しての補助はありませんのでご注意ください

#### ●持参いただくもの

保険証、領収書、受診結果票、印鑑、振込口座がわかるもの

#### ●問い合わせ

ほけん課 国保・年金係 ☎22・3145